

○根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において漁業に従事する地元出身の新規学卒者等に対し奨励金を交付することにより、将来、漁業の中心を担う人材の確保・育成並びに漁業後継者対策の推進を図ることで、安定的かつ持続可能な漁業生産体制の構築を図るとともに、若年層の定住促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学、高等専門学校及び専修学校を卒業又は退学した者
- (2) 地元出身者 北海道根室高等学校を卒業若しくは1年以上在籍した者又は義務教育期間に市の住民基本台帳に1年以上登録されたことがある者
- (3) 漁業就業 漁業を営むための漁業に従事すること又は、漁業についての知識・技術向上のために漁業研修所へ入所すること。

(奨励金の種類及び額)

第3条 奨励金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付要件)

第4条 新規学卒者等地元漁業就業奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新規学卒者等であること。
 - (2) 地元出身者であること。
 - (3) 第2条第1号に掲げる教育機関の卒業又は退学の日から1年以内に漁業に就業していること。
 - (4) 新規漁業就業時から1年間で通算90日以上漁業に就業（漁業研修所において研修を受けることを含む。以下、同じ。）していること。
 - (5) 市の住民基本台帳に登録されていること。
 - (6) 所属する漁業協同組合の承認が得られていること。
- 2 1年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 新規漁業就業奨励金の交付を受けていること。

- (2) 新規漁業就業時から1年が経過していること。
 - (3) 新規漁業就業時から1年が経過するまでの間に、90日以上漁業に就業していること。
 - (4) 前項第5号及び第6号の要件を満たしていること。
- 3 2年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 1年継続奨励金の交付を受けていること。
 - (2) 新規漁業就業時から2年が経過していること。
 - (3) 前項第2号を満たした時から1年を経過するまでに、90日以上漁業に就業していること。
 - (4) 第1項第5号及び第6号の要件を満たしていること。
- 4 3年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 2年継続奨励金の交付を受けていること。
 - (2) 新規漁業就業時から3年が経過していること。
 - (3) 前項第2号を満たした時から1年を経過するまでに、90日以上漁業に就業していること。
 - (4) 第1項第5号及び第6号の要件を満たしていること。
- 5 4年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 3年継続奨励金の交付を受けていること。
 - (2) 新規漁業就業時から4年が経過していること。
 - (3) 前項第2号を満たした時から1年を経過するまでに、90日以上漁業に就業していること。
 - (4) 第1項第5号及び第6号の要件を満たしていること。
- 6 5年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 4年継続奨励金の交付を受けていること。
 - (2) 新規漁業就業時から5年が経過していること。
 - (3) 前項第2号を満たした時から1年を経過するまでに、90日以上漁業に就業していること。
 - (4) 第1項第5号及び第6号の要件を満たしていること。

(交付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次条の規定に基づき交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 過去に以下の奨励金の交付を受けた者
 - ア 本要綱に基づく奨励金（別表第2項から第6項に規定する奨励金の交付を申請する場合を除く。）
 - イ 根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付要綱に基づく奨励金
 - ウ 根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付要綱に基づく奨励金
- (4) 交付申請日以降、継続して漁業就業する意思のない者
- (5) 前各号に掲げるほか、奨励金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する要件を満たした後2年以内に、根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付申請書（様式第1号）及び漁業就業状況証明書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、新規学卒者等地元漁業就業奨励金の交付申請にあたっては、以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 新規奨励交付金申請
 - ア 申請者が直近に在籍していた教育機関（第2条第1号に掲げるものに限る。）の卒業の日又は退学の日を証明する書類
 - イ 北海道根室高等学校の卒業証書の写し又は在籍していた期間を証明する書類（第2条第2号前段に該当する者に限る。）
 - ウ 住民票
 - エ 市税の滞納がないことを証明する書類
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 継続奨励交付金申請
 - ア 前号ウ、エ及びオに掲げる書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、前条の規定に基づき奨励金の交付決定をしたときは、申請者が

指定した金融機関の口座に振り込む方法により奨励金を交付するものとする。
ただし、当該交付方法により難いと認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付決定取消通知書（第4号様式）により、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 根室市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(返還命令)

第10条 市長は、前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金返還命令書（第5号様式）により、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

奨励金の種類		奨励金の額
1	新規漁業就業奨励金	10万円
2	1年継続奨励金	10万円
3	2年継続奨励金	10万円
4	3年継続奨励金	20万円
5	4年継続奨励金	20万円
6	5年継続奨励金	30万円